

令和7年8月20日

門川町議会議長 様

(12 番) 門川町議会議員 神崎 千香子



一般質問通告について

令和7年門川町議会第3回定例会において、下記のとおり質問いたしたいので会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

受付	8月20日 午 前 4時 40分 後	No. 8
----	-----------------------	-------

質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
町長の政治姿勢	6月議会で、一般質問に入る前に町長が発言されました門川町次期衛生センターに関する下記の冒頭発言について。 この町長発言につきましては、私は、6月議会の一般質問の冒頭で、憲法で保障する国民の表現の自由、言論の自由、主権者である町民の（町政）への意思の反映を牽制するものであり、甚だ遺憾であります。町民を代表する町長ならば、もっと具体的に冷静に対応すべきと発言の撤回をするべきと申し述べました。つきましては、町長の冒頭発言につきまして、下記の質問をいたします。 まず「この埋設物撤去等工事について一部の議員より、町内事業者が元請け事業者に提出した見積書を根拠として、地元業者にあれば400万円で施工できるものと主張され、町が設計する積算内容にたいして、繰り返し批判を受けている所で行っている所でございます。 そのような事から、本来、元受事業者と下請け事業者との契約等に関し、関与すべき立場には、無いものと考えております」と言われておりますが、 ①誰が関与すべきでないのか。お尋ねします。 次に「400万円の見積書について、町内事業者にヒヤリン	町長

グを実施した所、それは、全体工事のごく 1 部を対象として積算したものであり、全体工事と比較できる性質のものではないことが、明らかになった所であります。また議会の場などにおいて、説明させていただいた通り、元受事業者と町内事業者での協議の結果、誤解を招く可能性があるとして、正式に撤回された見積書であることを確認させていただいた所です。」とありますが

② 400 万円の見積もりについて、一部と全体工事比較をしておられますが、一部の内容と全体工事の内容の違いを具体的にお尋ねします。

次に

「それにも関わらず、ある議員、社長不在中に、町内事業所を訪問の上、従業員から、撤回されたはずの見積書を取得され、業者に一切ことわりをいれることもなく、他のすべての議員に配布している事実もあると聞いております。」とありますが

③ある議員が いつ 町内事業者に見積もりを取りにいったのか。ある議員にこの事を確認した上での発言なのかお尋ねします。

「さらに、この見積書の情報を根拠とした主張が、新聞記事やチラシに掲載され、町内で署名活動まで、展開されていることも確認されています。これらの情報発信につきましても、町内事業者から、町内事業者には事前確認もなく、意図しない形で、見積書が使われており、甚だ遺憾である。との明確な抗議が寄せられております。

今回のように撤回された見積書が一方的に誤った解釈のまま広く配布され、それが、議論の前提となっている現状は、極めて不適切であり、町民や関係者に大きな誤解と混乱をあたえるものとなります。

また、議会という公の場において、町職員を侮辱する発言や受託事業者との不正を疑わせるような根拠のない発言なども確認されており、我々も大変、遺憾に感じている所であります。」とありますが

④町職員を侮蔑する発言や受託事業者との不正を疑わせるような根拠のない発言とは、どのような内容なのか具体的に

	お尋ねします。 最後に 「町といたしましても、引き続き発注者としての責務を果たすため、事業内容等について丁寧に説明してまいります。が、正確な事実に基づかない資料の配布や確認を得ない情報発信が続くようであれば、公共の信頼を著しく損なうところに強く警鐘を鳴らすものであります。 議会としても、公的資料の取り扱いや発言の責任について改めて、厳格な認識を共有していただきたい。と強く申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。」と結んでおられます。 ⑤「正確な事実に基づかない資料、確認を得ない情報発信」とはどのような資料なのか。確認を得ない情報とはどのような情報なのか。 ⑥「また議会としても、公的資料の取扱いや発言の責任について改めて厳格な認識を共有していただきたい。と強く申し上げます」とのことですが、公的資料とはどの資料のことなのか。 ⑦「また、町といたしましても、引き続き発注者としての責務を果たすため、事業内容について丁寧に説明してまいります。」とのことですが、具体的にどのような方法での説明とお考えなのか。お尋ねします。	
--	---	--